

(平成 24 年 11 月)

1 環境センターの長寿命化計画 (平成 24 年 11 月作成)

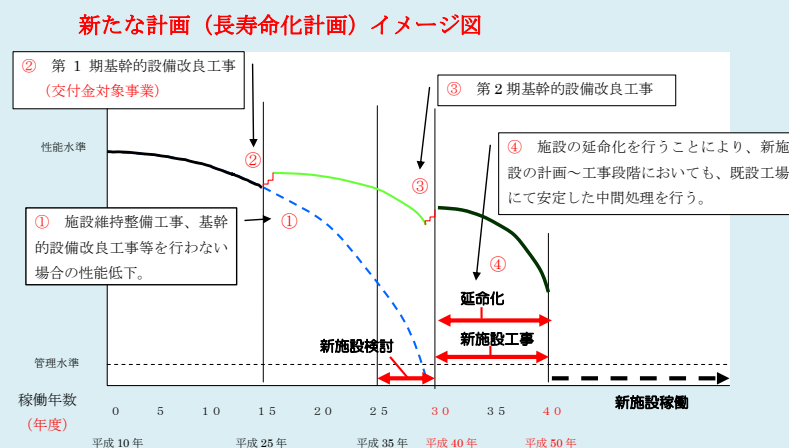
- ① 環境対策設備の機能回復を図り、平成 50 年度までの稼働を目指す。
- ② 施設の基幹的設備改良工事を、概ね 15 年間経過ごとに実施することにより、環境対策設備等の機能回復を図り、周辺環境の低減を目指し、安全で安定したごみ処理事業を行う。(下図参照)

- 第 1 期基幹的設備改良工事 (平成 25 年から 28 年までの 4 年間)

【主な工事件名】

- ・自動燃焼制御装置改良工事
- ・高圧蒸気復水器改良工事
- ・排ガス処理設備改良工事
- ・空気圧縮機共通化改良工事
- ・電力系統連系改良工事
- ・空調熱源等改良工事

- 第 2 期基幹的設備改良工事 (平成 40 年に実施予定)



(平成 24 年 12 月～平成 26 年 2 月)

2 長寿命化計画作成後の意見交換の状況について

- 環境センターの長寿命化計画について、羽村・瑞穂両協議会に説明し意見交換を行った。
平成 24 年 12 月・平成 25 年 4 月・平成 26 年 2 月

(意見交換)

- ① 環境センターを施設性能の低下をさせず、平成 50 年度までの稼働を目指すことについては、一定の理解を得ることができた。
- ② しかしながら、今後、20 年以上にわたり現在地でごみ焼却をすることになることから今後の組合運営の方針を明確にし、公害防止協定等に反映させるべきであるとの指摘を受けている。
- ③ 西多摩衛生組合としては、今後 20 年以上の施設稼働ということは、一般的には、新しい施設を建設するのと同様であるため、組合運営については、社会情勢の変化を踏まえた新たな運営方針を羽村・瑞穂両協議会の意見を聴きながら確立していきたいと考えている。

(平成 26 年 9 月～平成 27 年 7 月)

3 組合運営の方向性 (案) (環境省が示した「新たな廃棄物処理施設整備計画」を参考に作成)

(1) 組合運営の方向性 (案) の概要について

① 環境センターの強靱化及び有効活用

広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

ア 長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事及び工事縮小化計画に基づく施設維持整備工事により、施設を適正に管理しながら施設の強靱性を確保する必要がある。

イ 施設稼働の余力を有効活用するためには、地域全体で広域的な視野に立った効率的な廃棄物処理を考えていく必要がある。

ウ 周辺住民の意見集約を行いながら施設稼働能力の有効活用を検討する。

② 発電効率の改善等

- ア 地球温暖化防止及び省エネ補助金・創エネ補助金への取り組みにも配慮した廃棄物処理施設の整備
- イ 廃棄物発電施設の大規模化及び地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取り組みを促進する。
 - ◇ 電気自動車 (EV・PHV等) 用充電スタンド等の設置 (住民還元)
 - ◇ 災害発生時における熱供給等
 - ◇ 再生可能エネルギー (太陽光・太陽熱) 等設備の設置

③ 防災活動の拠点

- ア 環境センターの発電設備の改修 (廃棄物発電施設の大規模化及び地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。)
 - ◇ 発電効率を高める設備改修
 - ◇ 電気・熱等エネルギーの地域還元の促進
 - ◇ 災害時における復旧支援 (エネルギー供給)
 - ◇ 売電の検討
- イ フレッシュランド西多摩 (防災活動の拠点施設への整備)
 - ◇ 避難所としての支援
 - ◇ 防災倉庫 (備蓄倉庫) 機能の構築
 - ◇ 災害発生時の施設維持のための物資の備蓄
 - ◇ 地域と連携した訓練の実施
 - ◇ 既存井戸の活用 (施設稼働用水・非常用飲料水確保)
 - ◇ 温泉掘削・敷地拡張 (用地取得) 等の検討

④ 地域住民とのコミュニケーションの推進

- ア フレッシュランド西多摩を地域活動に活用できる施設整備
 - ◇ 地元還元施設としての集会・研修・入浴・体育館施設の今後のあり方の検討
 - ◇ 地域社会との協働への取り組みとして、住民と連携した協働事業への取り組み
- イ 環境コミュニケーションの推進
 - ◇ 隣接学校の既設畑を利用した食物の自然循環学習 (生ごみの肥料化等の活用)
 - ◇ 太陽光発電とごみ発電等によるエネルギーの環境学習
 - ◇ 環境教育とリスクコミュニケーションの講演会開催

説明経過

- ① 平成 26 年 9 月 25 日 羽村保全協総務会及び瑞穂環境協代表理事会
- ② 平成 26 年 10 月 16 日 羽村保全協役員会
- ③ 平成 26 年 11 月 14 日 西多摩衛生組合幹事会
- ④ 平成 26 年 11 月 17 日 西多摩衛生組合正副管理者会議
- ⑤ 平成 26 年 11 月 26 日 西多摩衛生組合議会全員協議会
- ⑥ 平成 26 年 12 月 4 日 瑞穂環境協役員会
- ⑦ 平成 27 年 5 月 11 日 西多摩衛生組合幹事会
- ⑧ 平成 27 年 6 月 3 日 羽村保全協及び瑞穂環境協
- ⑨ 平成 27 年 6 月 30 日 西多摩衛生組合幹事会
- ⑩ 平成 27 年 7 月 2 日 西多摩衛生組合正副管理者会議
- ⑪ 平成 27 年 7 月 14 日 西多摩衛生組合議会全員協議会

(平成 27 年 9 月～平成 28 年 2 月)

4 「組合運営の方向性」についての意見交換会等について

「組合運営の方向性（案）」に示した事項について

羽村・瑞穂両協議会及び構成市町との合意形成を図るため、組合運営の方向性（案）についての実施及び事業計画の立案が可能であるか経費面を含めた調査研究をしていくことのできることを得る。
(平成 27 年 7 月 2 日 西多摩衛生組合正副管理者会議)

◆ 意見交換会

- ① 平成 27 年 9 月 17 日 羽村保全協総務会及び瑞穂環境協代表理事会
- ② 平成 27 年 10 月 3 日 瑞穂環境協役員
- ③ 平成 27 年 10 月 29 日 羽村保全協役員
- ④ 平成 27 年 12 月 3 日 瑞穂環境協役員
- ⑤ 平成 27 年 12 月 20 日 双葉富士見町町内会会員

◆ 意見交換会の報告

- ① 平成 27 年 11 月 5 日 西多摩衛生組合幹事会
- ② 平成 27 年 11 月 9 日 西多摩衛生組合正副管理者会議
- ③ 平成 28 年 1 月 26 日 西多摩衛生組合幹事会
- ④ 平成 28 年 2 月 2 日 西多摩衛生組合正副管理者会議
- ⑤ 平成 28 年 2 月 10 日 西多摩衛生組合議会全員協議会

(1) 環境センターの強靱化及び施設機能の有効活用について

① 主な意見内容

施設の有効活用をする場合は、

- 余力の約 45,000 ト/年の範囲内で実施するのか？
- 地元還元対策も強化すべきである。
- 公害防止協定（ダイオキシン類の規制値）の見直しが必要である。
- 説明対応を積極的に実施してほしい。

② 意見交換に伴う「組合運営の方向性」についての現状整理

ア 環境センターの強靱化について

環境センターの長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事等を行い、施設を適正に管理しながら施設の強靱性を確保していく。

環境センターについては、環境対策設備の機能回復を図り、施設の稼働基幹を平成 50 年度（今後 20 数年間）まで目指す。

- ◇ 第 1 期基幹的設備改良工事（平成 25 年度～平成 28 年度）
- ◇ 環境センターの発電設備の改修（発電効率を高める施設へ改修）
- ◇ 地球温暖化防止及び省I補償・創I補償への取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備。

イ 施設機能の有効活用について

○ 施設の状況

環境センターの処理能力 108,800 ト/年(320 ト/日×340 日/年)※ 年間 340 日の稼働の場合
現在のごみ量（構成市町のみ）

平成 24 年度	63,523 ト	平成 26 年度	63,022 ト	}	平均 63,322 ト/年
平成 25 年度	63,340 ト	平成 27 年度	63,402 ト		

108,800 ト/年 - 63,322 ト/年 ≒ 45,000 ト/年 (余力)

○ 広域支援による有効活用について

広域支援については、公害防止協定で「多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき相互支援のために持ち込まれるごみ」となっているため、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、相互扶助の観点から広域支援を実施していく。

ウ 広域視野に立った廃棄物処理への検討について

構成市町の新規加入に伴う施設機能の有効活用

- ◆ 羽村・瑞穂両協議会との調整
- ◆ 構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）との調整

(課題) 公害防止協定書の見直し

(具体的な対応)

- ◆ 協定規制値等の見直し
- ◆ 他市町村名の追加
- ◆ 文言の整理等

協定規制値及び目標値の見直し

羽村・瑞穂両協議会の意見交換会において、排ガス中のダイオキシン類の協定規制値及び目標値を下げるのが可能かどうかの意見があり、現在、プラントメーカーに見解を求めている。(協定規制値 0.5 → 0.05 目標値 0.1 → 0.01 単位 ng-TEQ/m³N)

(2) 周辺環境整備について

① 主な意見内容

- フレッシュランド西多摩を防災活動の拠点にするとともに、施設更新時に天然温泉にして頂きたい。
- 西多摩衛生組合が示した「組合の方向性の案」を早く事業案にして頂きたい。時間が経つにつれてこの方向性の案の信頼度が低下し、周辺住民との信頼関係を損ねることになる。
- 近隣の民有地を取得し、この土地を周辺住民とのコミュニティ広場として活用できないか？
- 西多摩衛生組合は単にごみを処理するだけではなく、住民と連携した事業を展開して、住民が組合の事業に参加すれば、親しみやすい清掃工場になる。

② 意見交換に伴う「組合運営の方向性」についての現状整理

ア 防災活動の拠点としての周辺環境整備について

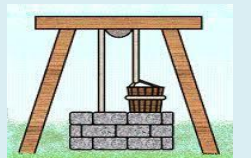
フレッシュランド西多摩を防災活動の拠点施設へ整備する。

- ◇ 太陽光発電及び蓄電池設備の設置
- ◇ 避難所（フレッシュランド西多摩）としての協定書を締結
- ◇ 既設井戸の活用

既設井戸（深さ 170m）は、配管の詰まり及びポンプ未設置のため、フレッシュランド西多摩の給水用または避難所の給水対策として設備の整備を検討する。

イ 地域住民とのコミュニケーションの推進について

- ◇ 環境教育（環境学習）を充実させる。
 - 環境学習推進セミナーの開催
 - 環境学習教室の開催



ウ 広域化に関連する周辺環境整備（周辺住民からの意見・要望等）について

- ◇ 温泉掘削をし、天然温泉を検討する。
 - 温泉掘削をするための事前調査
 - 温泉掘削
- ◇ 西多摩衛生組合の隣接地（民有地等）の購入
 - 周辺町内会のイベント活用
 - 住民と連携した協働事業地として活用
 - 災害時の支援基地として活用
- ◇ ごみ焼却に伴うエネルギー（電気・蒸気）の地域還元（電気自動車用充電スタンドの設置等）。
- ◇ 地域社会との協働への取組みとして、住民と連携した協働事業への取組みを推進していく。



(3) フレッシュランド西多摩の老朽化に伴う施設整備（案）

平成 13 年度に開設したフレッシュランド西多摩については、計画的に延命化措置を講ずる必要があります。



このため、温浴施設を維持させるためには、起債の償還が完了する平成 33 年度を目途に、浴槽の改修及び温浴施設全般の更新等、施設の大規模改修工事を行う必要がある。

5 「組合運営の事業」の進捗状況について

(1) 防災活動の拠点としての周辺環境整備について

- ① 災害時における避難所施設利用に関する協定の締結。（平成 27 年 10 月 1 日）
構成市町と当組合は、災害時にフレッシュランド西多摩を各市町の避難所として利用するための協定を締結した。
- ② 太陽光発電（15kw）・蓄電設備（30kw）の設置（平成 28 年度）
- ③ マンホールトイレ（5ヶ所）及び防災倉庫の設置（平成 29 年度）

(2) 環境センターの強靱化及び施設機能の有効活用について

- ① 環境センターの強靱化について
 - ◇ 第 1 期基幹的設備改良工事を実施。（平成 25～31 年度 10 件 工事費 約 23 億円）

平成 25 年度	自動燃焼制御装置改良工事（DCS 更新工事）
平成 26 年度	排ガス処理設備改良工事（2号炉）・高圧蒸気復水器改良工事
平成 27 年度	排ガス処理設備改良工事（1・3号炉）※ 3号炉は、27・28年度で実施
平成 28 年度	空気圧縮機共通化改良工事・電力系統連系改良工事・空調熱源等改良工事
平成 30・31 年度	燃焼設備改良工事・発電設備改良工事（予定）
- ② 環境センターの有効活用について
 - ◇ 広域支援による有効活用
 - 小金井市の広域支援を実施。
【26年度 2,442.68ト 27年度 1,881.32ト 28年度 1,817.24ト】

6 広域視野に立った廃棄物処理への検討について

- (1) 昭島市より青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町に西多摩衛生組合に加入依頼（依頼日：平成 28 年 1 月 28 日）
- (2) 構成市町長会議の開催（平成 28 年 2 月 2 日）

【協議結果】

- ◇ 構成市町間の協議
 - 西多摩衛生組合に対し、次の 3 項目に関する調査・検討を依頼し、その結果を判断要件のひとつとして、昭島市との可燃ごみの共同処理に関する構成市町間協議を行う。
- 【調査・検討項目】
 - ア 可燃ごみの処理量増加に伴う技術的措置対応に関すること。
 - イ 組合市町の分賦金などの財政面への影響に関すること。
 - ウ 周辺住民の意見集約等に関すること。

(3) 西多摩衛生組合正副管理者会議の開催（平成 28 年 2 月 2 日）

【協議結果】

- 市町長会議で示された調査・検討項目（3 項目）を調査し、構成市町に情報提供を行う。
- 検討項目の調査については、西多摩衛生組合事務協議会で対応するよう指示する。

(4) 調査検討 3 項目についての報告（平成 29 年 1 月 30 日）

- ◇ 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町の依頼により西多摩衛生組合において、3 項目（技術的措置対応、財政面の影響、周辺住民の意見集約）の調査検討を行い、調査検討 3 項目についての報告を行った。今後、西多摩衛生組合構成市町間で昭島市の加入について協議が開始される。

7 環境センター長寿命化計画に伴う組合運営の対応について（案）

平成 29 年 1 月 30 日開催の正副管理者会議において、「組合運営の方向性（案）」に基づき下記のとおり①施設の強靱化対策 ②還元施設改修対策 ③周辺環境整備等の対策案を骨子として、今後の組合運営に係る事業計画の立案を進めていくことについて、了承を得た。
なお、今後の事業の実施については、その都度、正副管理者会議で協議し事業の必要性等を見定めて進めることとなっている。

<p>① 施設の強靱化対策（案） 環境センター関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 余熱利用施設への電力供給化工事 2 防水及び外構塗装工事 3 非常用発電機オーバーホール 4 灰固化装置更新工事 5 道路舗装整備等 	<p>②還元施設改修対策（案） フレッシュランド西多摩関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 浴槽・サウナ室・厨房等改修工事（浴槽室・ポンプ室・サウナ等） 2 浴槽制御システム改修工事 3 外構工事 4 エアコン改修工事 5 大規模改修コンサル及び実施設計費等
--	---

- ③周辺環境整備等（案）
- (1) 多目的広場の整備（共同事業用農地・植栽・バーベキュー広場・災害時等の活用等）
 - 1 用地購入費
 - 2 造成費
 - (2) 防災支援等の整備

1 地下水等の有効活用	2 電気自動車充電装置設置事業
3 防災対策費（フレッシュランド西多摩側）	4 防災対策費（環境センター側）
○ 備蓄品及び照明	○ 防災トイレ（マンホール用）
○ 井戸（既設）の活用等	○ 倉庫、備蓄品及び照明等

8 西多摩衛生組合の今後の組合運営の方向性の早期の実現に向けての要望書

羽村・瑞穂両協議会より、組合運営の方向性を早期に実現するよう要望書の提出がある。（要望書提出日 平成 29 年 12 月 12 日）

新たな廃棄物処理施設整備計画と西多摩衛生組合運営の方向性との比較（素案）

廃棄物処理に関する国の方針

廃棄物処理施設整備計画

（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）の概要（抜粋）

◆現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。

基本理念

- ◆3Rの推進
- ◆強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- ◆地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理システムの方向性

A（環境教育）

- ① 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3Rの推進
 - ・廃棄物の地域特性及び技術の進歩、さらに、地域復興、雇用創出、環境教育等の効果についても考慮する。

A（住民理解）

- ② 地域住民等の理解と協力の確保
 - ・一般廃棄物処理に係る行政サービスに関する情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民との信頼関係を構築しておくことが重要。

B（維持管理）

- ③-A 広域視野に立った廃棄物処理システムの改善
 - ・ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

西多摩衛生組合の現状

A

- ◆環境教育（施設見学会）の充実
 - ・地域住民による見学会をはじめ、小学生の社会科見学を通じて、ごみ分別、3Rの重要性などについて環境学習を実施している。

A

- ◆環境方針「環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場」
 - ・地域から排出されるごみを適正に処理するとともに、地域の方々と協働して環境負荷低減に取り組んでいる。
 - ・組合事業の理解と協力を得るため、羽村・瑞穂両協議会への説明会等を開催。

◆情報提供・情報公開

- ・組合の運営状況を公開し、事務事業の公正性及び透明性を高めるため、組合ホームページ、閲覧コーナーの設置、環境報告書作成、広報紙発行、環境モニタリング装置、情報公開条例等による積極的な情報提供に努めている。

B

- ◆環境センターの排ガス処理設備
 - ・環境センターは稼働開始後 17 年を経過しているが、適正な施設維持管理により排ガスの法規制値及び公害防止協定目標値を遵守している。また、環境センターの公害防止協定目標値は、最新の清掃工場の自主規制値と比較しても遜色のないレベルの規制値となっている。

◆環境センター長寿命化計画

- ・施設稼働後 15 年目を迎える平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間をかけて実施する第 1 期基幹的設備改良工事と、施設稼働後 30 年を経過した平成 40 年度に実施予定の第 2 期基幹的設備改良工事により、施設全体の性能水準の回復を図り、清掃工場の運用期間を当初予定の 30 年間から 40 年間に延命する計画となっている。

組合の課題と運営の方向性

広域化に伴う施策（ソフト面）

A（環境教育）

- ① 環境学習
 - ア 生ごみの堆肥化によるごみ資源循環学習
 - イ 隣接学校の既設畑を利用した食物の自然循環学習
 - ウ 太陽光発電とごみ発電によるエネルギーの環境学習
 - エ 環境教育とリスクコミュニケーションの講演会開催

A（住民理解）

- ② 地域住民等の理解と協力の確保
 - ・フレッシュランド西多摩を地域活動に活用できる施設整備
 - ア 地元還元施設としての集会、研修、入浴、体育館施設の今後のあり方の検討
 - イ 地域社会との協働への取り組みとして、地元協議会・近隣学校・PTA 等の事業支援及び連携した事業の推進の取り組み

B（維持管理）

- ③-A 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
 - ・プラントメーカーと調整を行い、現在の公害防止協定目標値を、新たな自主規制値として格上げし、さらなる環境負荷低減を目指す必要がある。
 - ・長寿命化計画に基づく基幹的設備改良工事及び工事縮小化計画に基づく施設維持整備工事により、今後とも施設を適正に管理する必要がある。

ごみ処理の広域化を本格的に検討した場合

廃棄物処理に関する国の方針

西多摩衛生組合の現状

組合の課題と運営の方向性

廃棄物処理システムの方向性

B (強靱化・有効活用)

③-B 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

- ・厳しい財政状況下において、廃棄物処理施設の老朽化が増加している。一方大規模災害時の処理体制の確保の観点から、各施設が備えている能力を発揮できるよう、常時設備を整備しておく必要があるため、施設の更新・改良を適切な時機に行い、一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する。
- ・既存の廃棄物処理施設の能力に余剰が発生する場合、都道府県及び民間事業者とも連携し、余剰能力を有効活用するなど、地域全体で効率化を図っていくことも重要。

C (代替性・多重性)

④ 災害対策の強化

- ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保する。

C (防災拠点)

- ・地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

C (効率発電)

⑤ 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

- ・廃棄物発電施設の大規模化、地域特性を踏まえた熱の地域還元等の取組を促進する。

B

◆既存施設の処理能力

- ・480 t / 日 (160 t × 3 炉)
- ※ただし、公害防止協定により 1 炉は予備炉
- ・全連続燃焼 (流動床炉)

◆施設稼働能力の検証

- ・通年 2 炉稼働時の年間施設稼働能力
- 公害防止協定に基づく最大焼却量 160 t / 日 × 2 炉 = 320 t / 日 × 340 日 ÷ 108,800 t / 年 (処理可能量)

◆平成 26 年度のごみ焼却実績 (62,750 t / 年)

- ・施設能力に対して、約 45,000 t の余裕がある。

C

◆既存施設の発電電力量 (熱回収能力)

- ・蒸気タービン発電機 1,980 kW (※設計値)
- 約 6,700,000 kWh / 年 (H24~H26 年度の平均実績 ※1)

◆電気自給率の検証

54.2% = 20,230,360 kWh (H24~H26 年度の発電実績) ÷ 37,313,108 kWh (同期総電力量) × 100

◆発電能力の検証

- ・施設稼働能力を活用した場合の最大年間発電量は、平均実績 ※1 の約 2.1 倍に相当。
- 約 14,007,000 kWh / 年 = 1,980 kW (設計値) × 270 日 (2 炉運転日) × 24 h + 700 kW × 70 日 (1 炉運転日) × 24 h

◆フレッシュランド西多摩の老朽化

- ・平成 33 年度頃には、浴場施設が老朽化を迎える。

B (強靱化・有効活用)

③-B 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

- ・周辺住民の意見集約をしながら施設稼働能力の有効活用を検討する。
- ・施設稼働の余力を有効活用するためには、地域全体で広域的な視野に立った効率的な廃棄物処理を考えていく必要がある。

ごみ処理の広域化を本格的に検討した場合

広域化に伴う施策 (ハード面)

C (防災拠点)

④ 災害対策の強化

- ・環境センターの発電設備の改修
 - ア 発電効率を高める設備改修
 - イ 電気・熱等エネルギーの地域還元促進
 - ウ 災害時における復旧支援 (エネルギー供給)
 - エ 売電の検討
- ・フレッシュランド西多摩 (防災活動の拠点施設としての整備)
 - ア 避難所としての支援
 - イ 防災倉庫 (備蓄倉庫) 機能の構築
 - ウ 災害発生時の施設維持のための物資の備蓄
 - エ 地域と連携した訓練の実施
 - オ 既存井戸の再活用 (施設稼働用水・非常用飲料水確保)
 - カ 温泉掘削・敷地拡張 (用地取得) 等の検討

C (効率発電)

⑤ 地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備

- ・電気自動車 (EV・PHV 等) 用充電スタンド等の設置 (住民還元)
- ・災害発生時における熱供給等
- ・再生可能エネルギー (太陽光・太陽熱) 等設備の設置

西多摩衛生組合運営 (取り組み) の方向性

今後、20 年以上にわたり現在地 (羽村市・瑞穂町) で環境センターを稼働していくことになる。このため、大切な公共施設である清掃工場 (還元施設を含む) の機能を社会情勢の変化を踏まえた施策に有効的に活用することを検討する。

環境センター長寿命化計画に基づき第 1 期・第 2 期基幹的設備改良工事を実施し、施設の性能低下をさせず、安全・安定した焼却業務を行い、環境負荷の低減を目指す。

国の「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、施設の強靱化等を推進し、発電能力の強化・エネルギーの地域供給・防災拠点による災害復旧支援・地域及び学校等と連携した環境学習の推進等による新たな地域貢献策として清掃工場を活用する。

- ◎ 住民の安全・安心を維持する施設として迷惑施設からの脱却を目指す。
- ◎ 施設稼働能力の有効活用の実現。